

執筆者:

[E-mail](#) [稲垣 弘則](#)[E-mail](#) [田村 海人](#)[E-mail](#) [水井 大](#)[E-mail](#) [堤 直久](#)

目次

- I Web3/メタバースニュースレター創刊に当たって
- II Web3・メタバースを取り巻く 2022 年の主な国内動向

I. Web3/メタバースニュースレター創刊に当たって

近年、ブロックチェーン技術を基盤とした分散的・非中央集権的なデジタル世界を実現する「Web3」の波が押し寄せており、NFT や暗号資産等を活用した新しいデジタル経済圏を構築する動きが世界中で加速してきています。同時に、メタバースについても、(メタバース自体は従来から存在する言葉ではありますが、)メタバース内にトークンエコノミーや NFT を取り入れるといった形などで、Web3 が目指すデジタル世界を実現する一つの場となりうるとして、注目を集めています。特に、日本においては、アニメやゲーム等の国際的競争力を有する豊かつ上質な知的財産を保有していることが、Web3 において世界をリードするポテンシャルを秘めていることが指摘されています¹。

世界各国の人々を巻き込んだ Web3 に関するプロジェクトを進めるに当たっては、独自トークンの発行が求められますが、日本においては、資金決済法、金融商品取引法等の法規制が存在し、特にトークン発行額が時価総額で期末評価されてしまう等の税制面における課題があったことから、多くの Web3 企業家が海外へ移住することが課題となっていました。そんな中、自由民主党デジタル社会推進本部において「web3 プロジェクトチーム(旧:NFT 政策検討プロジェクトチーム)」(以下「自民党 web3PT」といいます。)が設置され、デジタル庁等の関係府省庁においても、上記の税制面の課題解決を含めた Web3 に関する政策検討が進められるに至っています。

2022 年までは世界中で加速度的に拡大していた Web3 の経済圏ですが、同年に入ってからドルベースのアルゴリズム型ステーブルコインの破綻、大手暗号資産取引所の破綻等によって、大きな転換期を迎えています。これに伴い、諸外国においては、Web3 に関する法規制の強化が行われることも予想されており、海外も含めた Web3 事業の展開を検討する日本企業としては、諸外国の法制度の動向に関する情報もタイムリーに収集することが必要不可欠となります。

また、Web3 においては、NFT の活用、OpenSea²等での二次流通時のロイヤリティのクリエイターに対する還元システム等がいわゆるクリエイターエコノミーの拡充に寄与すると期待されているところですが、近時、OpenSea に対抗してロイヤリティを発生させない仕組みを採用するマーケットプレイスも台頭し始めています。そのため、クリエイターエコノミーの拡充に関心を有する日本のコンテンツホルダーその他の関連事業者においては、世界における Web3 の「在り方」に関する議論・動向も注視する必要があります。

当事務所は、アジア各国・欧米に拠点を設けているほか、日本国内唯一の Lex Mundi³のメンバーとして世界各国の一流の法律事務所とのネットワークを有していることから、海外における法制度やビジネス動向も含め、皆さまに国内外の Web3・メタバースに関する最新情報をタイムリーに提供させて頂くべく、本ニュースレターを創刊することに致しました。

¹ 2022 年 4 月 26 日付自由民主党デジタル社会推進本部「デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」別添 1.「NFT ホワイトペーパー～Web3.0 時代を見据えたわが国の NFT 戦略～」51 頁参照。

² 世界最大の NFT のオンラインマーケットプレイスです(<https://opensea.io/ja>)。

³ 米国の各州を含めて 160 の法律事務所をメンバーとする世界最大級のローファーム・ネットワークです。

II. Web3・メタバースを取り巻く2022年の主な国内動向

1. はじめに

2022年は、Web3・メタバースに関連して国内でも様々な検討がされ、また、関係府省庁を中心に様々な動きがありました。主な検討結果として、同年12月に、大臣官房Web3.0政策推進室より「Web3.0事業環境整備の考え方」⁴、デジタル庁より「Web3.0研究会報告書」(以下「デジ庁Web3.0研究会報告書」といいます。)⁵、自民党web3PTより「web3政策に関する中間提言」(以下「web3PT中間提言」といいます。)⁶がそれぞれ立て続けに公表されています。本稿では、2022年の主な国内動向として、デジ庁Web3.0研究会報告書の項目(1.NFTを含むデジタル資産、2.分散型自律組織(DAO)、3.分散型アイデンティティ(DID)、4.メタバースとの接合、5.利用者保護と法執行)に関連する2022年に公表された主な報告書、政策提言、ガイドライン等を纏めました。その上で、2022年末に総括的に公表されたデジ庁Web3.0研究会報告書及びweb3PT中間提言の内容を簡単にご紹介します。

2. 2022年以降のWeb3・メタバース関連の主な公表資料

2022年以降、各省庁が横断してWeb3政策に取り組んでおり、とりわけ同年の年末には、非常に多くの資料が公表されました。2022年以降に公表された主な報告書、政策提言、ガイドライン等は下表の通りです。

公表日	出所	公表資料
1月11日	金融審議会	資金決済ワーキング・グループ報告書
3月29日	文化審議会第1期文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ	報告書 10頁以降
3月30日	自由民主党デジタル社会推進本部 NFT政策検討プロジェクトチーム	NFT ホワイトペーパー(案)
3月31日	一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)NFT部会	NFTビジネスに関するガイドライン 第2版
6月3日	金融庁	改正資金決済法案成立
6月7日	閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～(通称:骨太方針2022) 17頁箇所
6月17日	金融庁及び株式会社クニエ	分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスクに関する研究 研究結果報告書
6月30日	総務省	2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方(別添1) 24頁以降
7月15日	経済産業省	大臣官房Web3.0政策推進室設置及び 第30回産業構造審議会総会 資料 (29頁以降)
7月25日	Trusted Web 推進協議会	Trusted Web ホワイトペーパーVer2.0(案)
7月28日	一般社団法人日本暗号資産取引業協会(JVCEA)・一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)	2023年度税制改正に関する要望書
8月1日	総務省	Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会(2022/8/1～)の発足
9月20日	スポーツエコシステム推進協議会(C-	スポーツコンテンツを活用したNFTのパッケージ販売と二次流通

⁴ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shin_kijiku/pdf/010_03_01.pdf

⁵ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227_meeting_web3_report_00.pdf

⁶ https://www.taira-m.jp/20221215_Web3PT%E4%B8%AD%E9%96%93%E6%8F%90%E8%A8%80.pdf

	SEP)	市場の併設に関するガイドライン
10月18日	一般社団法人ブロックチェーン推進協会(BCCC)・一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ(JCBI)・一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)・一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)・スポーツエコシステム推進協議会(C-SEP)	NFT のランダム型販売に関するガイドライン
10月28日	一般社団法人 JCBI 著作権流通部会	日本のコンテンツ NFT の安心・安全なグローバル流通拡大に向けた環境整備の取り組み
11月15日	一般社団法人日本経済団体連合会	web3 推進戦略—Society 5.0 for SDGs 実現に向けて—
11月21日	内閣府知的財産戦略本部	メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連絡会議(第1回)(2022/11/21~)
12月7日	経済産業省	スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会 スポーツ DX レポート
12月15日	自民党 web3PT	web3 政策に関する中間提言
12月16日	金融庁	事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)(16 暗号資産交換業者関係)の一部改正(案)
12月16日	大臣官房 Web3.0 政策推進室	Web3.0 事業環境整備の考え方
12月16日	自由民主党・公明党	令和5年税制改正大綱 75 頁
12月20日	一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会(JCBA)	当協会における Web3.0 推進に係る考え方
12月23日	三菱UFJ 信託銀行株式会社主催「デジタルアセット共創コンソーシアム」	「パーミッションレス型ステーブルコイン」の健全な導入・普及に向けた中間整理の公表について
12月23日	閣議決定	令和5年度政府税制改正大綱 54 頁箇所
12月23日	金融庁	令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について
12月26日	内閣府知的財産戦略推進本部	メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議第三分科会(第1回)
2023年1月13日	国税庁	NFT に関する税務上の取扱いについて(情報)

3. デジ庁 Web3.0 研究会報告書

デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2022年6月7日閣議決定)等において、「ブロックチェーン技術を基盤とする NFT(非代替性トークン)の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備」が盛り込まれたことを踏まえて、所要の検討を行うべく、2022年9月に Web3.0 研究会の設置が発表されました。同研究会は全 12 回開催され、2022年12月27日にデジ庁 Web3.0 研究会報告書が公表されました。

同報告書では、総論として、Web3.0⁷という新たなテクノロジーを活用した分散アプリケーション環境とその下で構築される世界観に対する向き合い方が記載された上で、各論として、(1)デジタル資産、(2)分散型自律組織(DAO)、(3)分散型アイデンティティ(DID)、(4)メタバースとの接合、(5)利用者保護と法執行といった切り口で、それぞれの議論が纏められています。以下、内容について簡単に概説します。

⁷ デジ庁 Web3.0 研究会報告書においては、Web3 ではなく「Web3.0」の用語が使用されています。これらの用語の関係については、様々な議論はあり得るものの、本稿では Web3 と Web3.0 を同質のものとして捉えることを前提としています。

(1) デジタル資産

デジタル資産を、①暗号資産(仮想通貨)、②証券トークン、③それ以外の多様なトークン(NFTを含む。)と分類した上で、デジタル資産を資金調達手段に用いることの課題や、NFTの法的位置付けの整理、クリエイターやコンテンツ保護の必要性について検討されています。クリエイターやコンテンツ保護の必要性については、具体的には、無許諾NFT(権利者の許諾等を得ずに利用されているコンテンツを表章するNFT)の問題や、NFTプラットフォームがコンテンツに関する権利を有するクリエイター目線ではなく、プラットフォーム事業者の利益を追求する仕組みになっていることへの懸念が言及されています。

(2) 分散型自律組織(DAO)

DAOの議論の前提として、一般的にブロックチェーン技術、スマートコントラクト、その他のソフトウェアベースのシステムを活用して、分散・自律の度合いを高める目的を有する組織を広くDAOと称した上で、DAOに対してどのような期待とその実現に向けた方向性が考えられるか等が議論されました。具体的な期待の内容として、(a)グローバルに多様で多くの人々を活動に巻き込むことができる、(b)参加者の利害を一致させることで「コモンズの悲劇」を避けることができる、(c)スマートコントラクトの活用により公平で効率的な組織運営が可能となる、(d)ブロックチェーンによる高い透明性を活かして公平性が担保できるという点が挙げられています。その上で、経済面やガバナンス、セキュリティ面ではまだ課題がある上、法人化の在り方についても、引き続き議論が期待される旨が記載されています。

(3) 分散型アイデンティティ(DID)

従来型のIDにおいては、サービス提供事業者がサービスを拒否する等した場合に、連鎖的に多くのサービスが利用できなくなるリスクがあることから、分散型アイデンティティ(DID)によってプラットフォーム事業者に依存しない自由な競争環境とサービス連携の実現が期待される旨が記載されています。一方で、DIDにしても、(i)認証機能提供者による支配からは結局逃れることはできないのではないか、(ii)利用者保護や法執行の面で懸念があるのではないか、(iii)識別子や公開鍵は個人情報に該当するため、これをパブリックチェーンに載せて公開することはプライバシー保護の観点から許容しにくい面があるのではないか、といった指摘や意見があり、このような点についての議論が纏められています。

(4) メタバースとの接合

メタバースとWeb3.0の関係性については、Web3.0を分散アプリケーション環境と、その下で構築される世界観と捉えているため、メタバース≠Web3.0と整理されています。その上で、メタバースにトークンエコノミーやNFTが取り入れられる等の形でメタバース×Web3.0が進む可能性について言及されています。そして、メタバースにおける相互接続の実現のために個人情報保護や規約上の手当のみならずアカウントの在り方も検討が必要であることや、メタバース産業を支えるクリエイター支援の重要性等が記載されています。また、メタバースとWeb3.0の課題は、グローバル標準の重要性や、利用者間の紛争が国境を越える可能性がある点で重なる部分があるという点も指摘されています。

(5) 利用者保護と法執行

Web3.0のサービスにおいては、セキュリティインシデントが増加傾向にあり、サービスがグローバル展開されていることから、国境を越えた犯罪が生じることが指摘されています。その上で、詐欺や盗難、ダークネットマーケットといった問題事例が紹介されており、オンライン本人確認(e-KYC)の重要性や利用者からの相談事例の検討結果等が記載されています。

4. web3PT 中間提言

自由民主党デジタル社会推進本部では、2022年1月にNFT政策検討プロジェクトチームが設立され、同年4月に、NFTをはじめとしたWeb3の基盤となるブロックチェーンシステム全体のルール整備に向けた課題と提言を纏めた「NFTホワイトペーパー」が発表されました。これをきっかけに日本政府のWeb3政策は大幅に加速しましたが、NFTがWeb3エコシステムの一部にすぎず、Web3政策を全体として捉えるべきとの党内の声を踏まえ、2022年10月に自民党web3PTが立ち上がるに至りました。自

民党 web3PT では、10 回にわたる PT 会合を踏まえ、現状の議論状況を踏まえた課題と提言を纏めた「web3PT 中間提言」が 2022 年 12 月 15 日に公表されるに至っています。

web3PT 中間提言では、(1)トークンによる資金調達を妨げない税制改正、(2)個人が保有する暗号資産に対する所得課税の見直し、(3)暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保、(4)JVCEA におけるトークン審査体制の強化、(5)LLC 型 DAO に関する特別法の制定、(6)パーミッションレス型ステーブルコインの流通促進のための措置、(7)無許諾 NFT への対策と消費者保護、(8)NFT ビジネスの賭博該当性を巡る解釈及び二次流通からの収益還元方法といった重要性の高い論点について、課題と提言が纏められています。以下、内容について簡単に概説します。

(1) トークンによる資金調達を妨げない税制改正

自民党及び公明党の令和 5 年度税制改正の大綱から、令和 5 年度税制改正において、発行した法人が継続保有するトークンを法人税の期末時価評価課税の対象から除外する旨の措置を講ずるとの方針が示されたことを評価する一方で、他社が発行するトークンを保有する場合、短期売買目的でないものについても期末時価評価課税の対象から除外し、取得原価で評価する措置を講じるべき旨等が提言されています。

(2) 個人が保有する暗号資産に対する所得課税の見直し

個人が保有する暗号資産に対する課税について、諸外国に比べて厳しい税率となっている(暗号資産取引から生じた所得は雑所得に該当するとして最高税率(所得税と住民税合わせて)55%)こと等から、①暗号資産の取引により生じた損益について 20%の税率による申告分離課税の対象とすること、②暗号資産に係る損失の所得金額からの繰越控除(翌年以降 3 年間)を認めること、③暗号資産デリバティブ取引についても申告分離課税の対象とすることが検討されるべき旨等が提言されています。

(3) 暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保

暗号資産を発行又は保有する web3 関連企業において公認会計士・監査法人の会計監査を受けられないといったビジネス界の声が根強いという問題について、(a)会計処理及び会計基準に関して、基準の整備、ガイドラインの策定等を早急に進めるべきであること、並びに、(b)監査実務に関して、監査受嘱が進んでいない背景には web3 関連企業とのコミュニケーション不足が存在するとして、関係省庁、日本公認会計士協会及び民間業界団体の官民連携により、十分なコミュニケーションを取りつつ体制改善に向けた取組み等を早急に実施し、事態の改善を図るべき旨が提言されています。

(4) JVCEA におけるトークン審査体制の強化

JVCEA における事前審査の効率化は進みつつあるものの、IEO について依然として審査に長期間を要する傾向にあること等の問題について、(a)トークン審査における審査事項の具体化・公表等による JVCEA における審査手続きの具体化・可視化、並びに、(b)十分な能力・知見を有する審査人員の補強等による JVCEA による審査の組織・体制の強化を図るべき旨が提言されています。

(5) LLC 型 DAO に関する特別法の制定

DAO の法人化を認める制度の創設を進める必要があるものの、日本法においては DAO の法的位置付けが明確ではないという問題について、LLC 型の DAO に関する特別法を制定し、会社法上の合同会社の規律及び金融商品取引法上の社員権トークンに関する規律を一部変更して適用するべき旨等が提言されています。

(6) パーミッションレス型ステーブルコインの流通促進のための措置

Web3 が目指すデジタル世界の実現のためには、パーミッションレス型ステーブルコインの安全・自由な利用環境を整備する必要があるところ、資金決済法の改正によってステーブルコインの仲介が可能になったものの、パーミッションレス型ステーブルコインの流通促進に資する適切な規制枠組みが設けられるよう資金決済法の下位法令の整備を進めることが重要となる旨が指摘さ

れています。その上で、海外で流通している外貨建てのパーミッション型ステーブルコインの導入には、外国の発行者・国内仲介者が破綻した場合の国内利用者保護のための合理的規制等を進める必要があること、国際競争力確保のために円建てのパーミッションレス型ステーブルコインの発行・流通を確保するための論点整理等を行うべき旨等が提言されています。

(7) 無許諾 NFT への対策と消費者保護

無許諾 NFT への対策として、(a)経済産業省の調査事業において実施が予定されている海外プラットフォームへの申し入れの実験、一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ(JCBI)における取組み等の政府や民間が主導する取組みの政府による協力・奨励、(b)取引プラットフォームに対する削除申し入れに対する公費を投じた直接支援の必要性等について提言されています。

(8) NFT ビジネスの賭博該当性を巡る解釈及び二次流通からの収益還元方法

欧米では NFT を用いたファンタジースポーツ⁸のサービスがスポーツ市場を中心に急速に発展しているところ、欧米のサービスを日本で展開することに関しては賭博罪及び賭博場開張等凶利罪の該当性の懸念が生じていること、日本のスポーツ団体が NFT を用いたファンタジースポーツを欧米で提供する事業者に肖像等をライセンスすることについて賭博罪の幫助犯該当性の懸念が生じているという問題について、官民が連携して、(a)一定の事業形態が適法に展開できることを示すガイドラインの策定等を行うべきこと、(b)欧米の事業者へのライセンスに関してはスポーツベッティングサービスを提供している事業者に日本のスポーツ団体がデータを提供することの適法性の問題と論点を共通にする部分があるため、ガイドラインの策定等により統一的に解決すべき旨等が提言されています。

5. おわりに

自民党 web3PT では、web3PT 中間提言の内容を踏まえ、2023 年も引き続き国内外の関係者に対するヒアリング等を行い検討を進め、同年春を目処にホワイトペーパーとして改めて提言を纏めることが予定されているとのことです⁹。関係府省庁においても、自民党 web3PT における検討状況及びホワイトペーパーの内容とその後の骨太方針の策定を見据えて、更なる政策検討が進んで行くものと思われます。そのため、Web3 事業の展開を検討する企業においては、引き続き、国内動向を注視する必要がありますと考えられます。


また、米国をはじめとした主要な諸外国の法制度やビジネス動向についても、今後の日本の法規制の動向や内容に少なからず影響を与えると思われることから、情報を収集することは有益と考えられます。

今回のニューズレターからは、諸外国の Web3・メタバース関連法規制の動向をご紹介します。

明日(2023 年 1 月 26 日)は、米国の動向を、明後日(同月 27 日)は、イギリス、ドイツ及びフランスの動向をご紹介します、その後はシンガポール、ドバイ等をご紹介します予定です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) より手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁸ 利用者が、実在する選手から成る架空のチームを組成し、その選手の実際の試合におけるパフォーマンスをスコア化した上で、他の利用者と競い合うゲームをいいます。

⁹ web3 中間提言 3 頁。